

締約国に関する情報 <b>BH</b>	<b>バーレーン</b>  一般情報	附属書 <b>B 1</b> <b>BH</b>
国内官庁の名称	National Patent Office (Bahrain) (国立特許庁 (バーレーン))	
所在地	Bahrain Financial Harbour, Manama, Kingdom of Bahrain	
郵便のあて名	P.O. Box 5479, Manama, Kingdom of Bahrain	
電話番号	(973-17) 57 48 96, 57 49 23, 57 47 69	
ファクシミリ装置	(973-17) 53 64 79	
電子メール	ip@moic.gov.bh	
インターネット	www.moic.gov.bh	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、Aramex, DHL, Federal Express 又はTNTの配達サービスを条件とする。	
バーレーンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により国立特許庁 (バーレーン) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
バーレーンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国立特許庁 (バーレーン) (国内段階参照)	
バーレーンを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は国内特許に追加して求めることができる)	
国際型調査に関するバーレーンの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
バーレーンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
バーレーンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	